

# 路面電車の安全確保及び利便向上に関する 行政評価・監視

〈調査結果に基づく所見表示〉

## 参考資料（鹿児島分）

平成 25年 3月 26日  
鹿児島行政評価事務所

# 参考資料

## ○ 3 軌道経営者別の概要

事業者名	長崎電気軌道株式会社						熊本市交通局						鹿児島市交通局					
特許年月	明治45年 4 月						大正10年11月						明治44年 8 月					
輸送人員の推移 (千人)	20年度		21年度		22年度		20年度		21年度		22年度		20年度		21年度		22年度	
		19,045		18,590		17,866		9,568		9,241		9,537		10,868		10,397		10,537
営業キロ (電停数)	11.5km (39電停)						12.1km (35電停)						13.1km (37電停)					
車両数 (うち低床車両)	79編成 (5編成)						44編成 (7編成)						55編成 (13編成)					
運転事故等 (件)	22年度		23年度		24年度		22年度		23年度		24年度		22年度		23年度		24年度	
		うち 届出		うち 届出		うち 届出		うち 届出		うち 届出		うち 届出		うち 届出		うち 届出		うち 届出
	78	13	73	10	37	5	39	5	42	2	41	3	38	6	50	2	22	2

1 九州運輸局の「九州運輸要覧（平成23年度版）」等に基づき、当局が作成

2 運転事故等は、軌道経営者が軌道事故等報告規則（昭和62年運輸省・建設省告示第1号）の規定に基づき、九州運輸局に届け出た運転事故、輸送障害等及び同運輸局に報告を要しない接触事故等の合計であり、「届出」は、上記の九州運輸局に報告を行ったものである。

また、平成24年度については、11月30日までの実績である。

## ○ 路面電車の運転事故等の原因

区分	23年度				24年度 (11月30日まで)				計			
	有責	無責	未確定	小計	有責	無責	未確定	小計	有責	無責	未確定	小計
長崎電気軌道	4	66	0	70	3	32	0	35	7	98	0	105
熊本市交通局	7	33	2	42	5	27	9	41	12	60	11	83
鹿児島市交通局	4	44	2	50	3	18	1	22	7	62	3	72
計 (割合)	15	143	4	162	11	77	10	98	26 (10.0)	220 (84.6)	14 (5.4)	260 (100)

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 「有責」は軌道経営者に起因するもの、「無責」は自動車等側に起因するもの、「未確定」は「有責」か「無責」かの区分が確定していないものである。  
 3 長崎電気軌道の月次事故報告書には、有責、無責等の区分が明示されていないため、同報告書における原因欄の「自動車の直前進入」、「運転士の注意不足」等の記載内容から、当局が判断を行い、区分を行ったものである。また、運転事故等のうち、輸送障害、車内転倒等及びインシデントは含まない。  
 4 熊本市交通局では、ドライブレコーダーの映像を同交通局の職員と自動車等の運転手の双方で確認し、運転士と自動車等のどちらに原因があるかの区分を行っている。なお、インシデントは含まない。  
 5 鹿児島市交通局では、同交通局の運転士に対する事故状況の聴取並びに同交通局の職員、自動車等の運転手及び警察官の3者による現場検証により、事故の原因の判断を行っている。

## ○ 道路交通法における路面電車の軌道敷に係る規定

道路交通法（昭和35年法律第105号）（抜粋）

（軌道敷内の通行）

第二十一条 車両（トロリーバスを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道敷を横切る場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならない。

2 車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、軌道敷内を通行することができる。この場合において、車両は、路面電車の通行を妨げてはならない。

一 当該道路の左側部分から軌道敷を除いた部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。

二 当該車両が、道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分から軌道敷を除いた部分を通行することができないとき。

三 道路標識等により軌道敷内を通行することができることとされている自動車が行き止まり線が通行するとき。

3 軌道敷内を通行する車両は、後方から路面電車が接近してきたときは、当該路面電車の正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに軌道敷外に出るか、又は当該路面電車から必要な距離を保つようにしなければならない。

○ 道路障害、踏切障害及び接触事故等が6回以上発生している区間等

区間等	22年度	23年度	24年度	合計
鹿児島駅前－桜島栈橋通	3	5	2	10
天文館通－高見馬場	3	3	4	10
鹿児島中央駅前－都通	4	5	0	9
加治屋町－高見橋	2	4	2	8
市役所前－朝日通	2	2	3	7
中郡－郡元	0	3	4	7
交通局前－荒田八幡	2	2	2	6

運転事故等の発生が増  
加傾向であるとみられ  
る区間

# 当局が指摘した主な事例

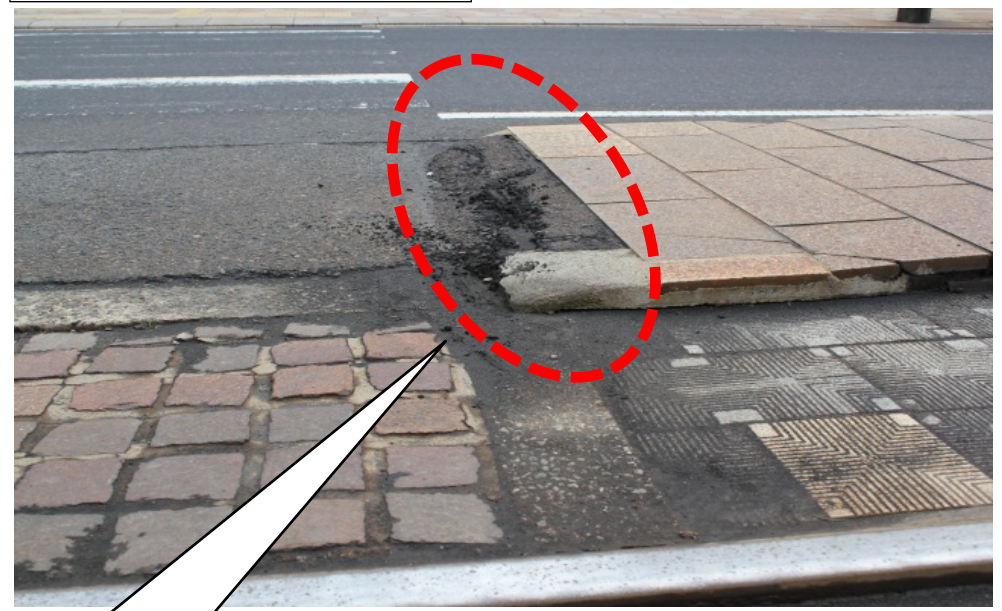
○ 横断歩道（軌道敷） やスロープに凹凸や段差があり、利用者等が転倒するおそれがあるもの

横断歩道の軌道敷の凹凸



石畳の盛り上がりにより4cmの段差が生じている。

スロープと道路面との段差



スロープの浮き上がりにより4cmの段差が生じている。

地面

スロープ



イメージ



(※ 写真は、いずれも郡元（南側）停留場)



# 当局が指摘した主な事例

- ホームの亀裂、穴等のため利用者が乗降時等に転倒するおそれがあるもの

ホーム上の亀裂



涙橋停留場（上りホーム）

ホーム上の穴



宇宿一丁目停留場（下りホーム）

# 当局が指摘した主な事例

- ホーム幅員が基準（片側を使用する場合、ホーム幅1.5メートル以上）を充足していないもの



都通停留場（上りホーム）



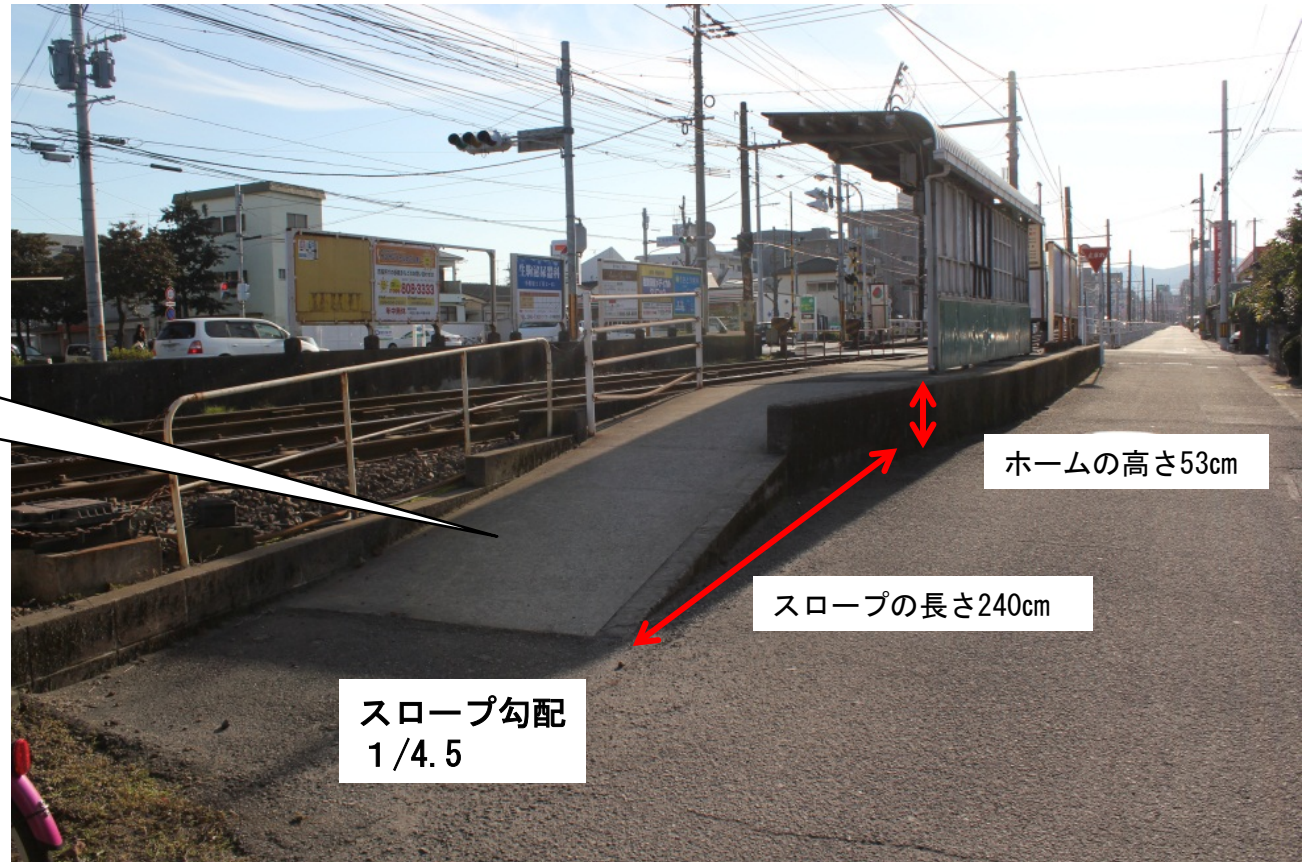
# 当局が指摘した主な事例

## ○ スロープが旅客施設円滑化基準を充足していないもの

### 旅客施設の円滑化基準

- ・ スロープ幅：120cm以上
- ・ スロープ勾配：1/12以下
- ・ スロープの両側に手すりを設置

スロープ勾配が円滑化基準を充足しておらず、手すりも設置されていない。  
(左側は転落防止柵)



ホームの高さ53cm

スロープの長さ240cm

スロープ勾配  
1/4.5

上塩屋停留場（上りホーム）

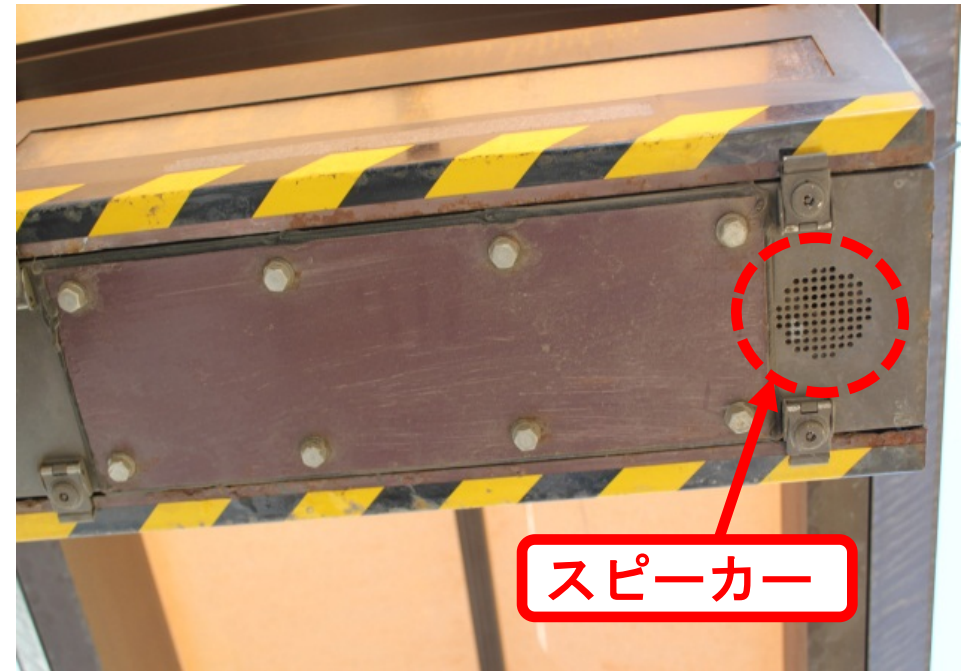
# 当局が指摘した主な事例

- 文字・音声による車両接近警告システムが正常に作動していないもの

文字による車両接近警告システム



音声による車両接近警告システム



- 電車が2つ前の停留場を出発した時と1つ前の停留場を出発した時の2回、文字及び音声により、ホーム上で待機する利用者に車両の接近を警告。
- しかし、37停留場のうち、文字が流れないもの（1停留場）、音声が流れないもの（10停留場）あり。
- いずれも設備の故障等によるもの。交通局は、日常点検等を実施していないため、これらに気づかず。



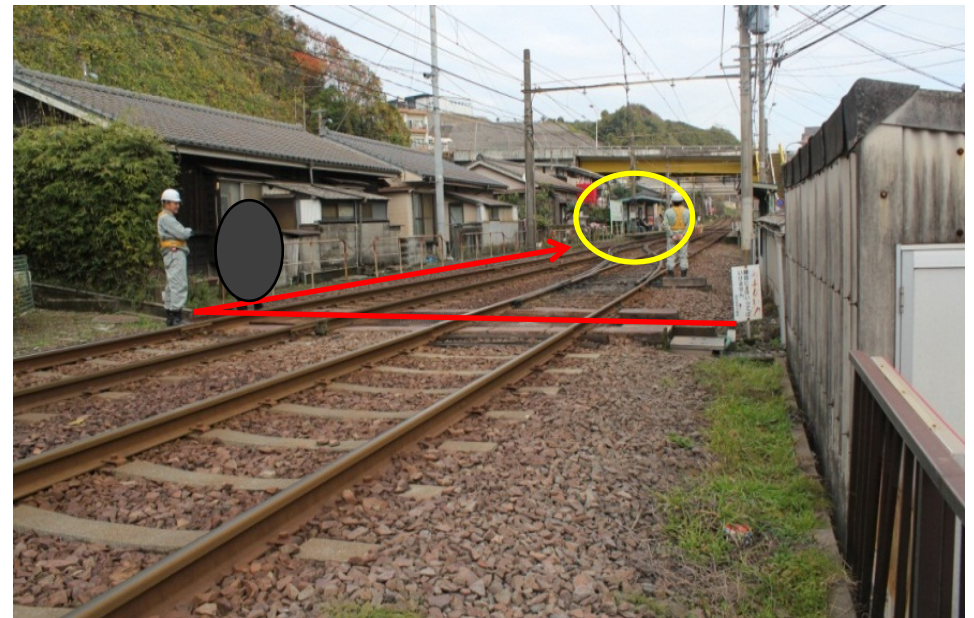
# 当局が指摘した主な事例

## ○ その他（軌道敷の管理上問題があるもの）

電車利用者が線路（踏切ではない箇所）を横断しており、危険性が高いもの



「線路にはいってはいけません。」との看板は設置されているものの、侵入防止用フェンス等は設置されていない。



南鹿児島駅前停留場付近の軌道敷

一部の電車利用者が、看板を無視し、赤い矢印に沿って南鹿児島駅前停留場上りホーム（黄色い丸）まで通行している。

# 当局が指摘した主な事例

## ○ 停留場における運転時刻表の掲示が適切に行われていないもの

### 停留場に時刻表が掲示されていないもの



交通局前 (下りホーム)

運転時刻表が掲示されている例



桜島棧橋通 (上りホーム)

時刻表が掲示されていない。



# 当局が指摘した主な事例

## ○ 停留場における運転系統図の掲示が適切に行われていないもの

### 停留場に運転系統図が掲示されていないもの



運転系統図が掲示されていない。

桜島棧橋通（上りホーム）

### 運転系統図の一部が他の掲示物により隠れているもの



時刻表が重ねて掲示されているため、運転系統図の一部（笹貫停留場など4停留場の名称）が見えなくなっている。

笹貫停留場（下りホーム）



運転系統図が適切に掲示されている例

※ 2系統に分かれており乗換える必要がある場合もあるので、運転系統図は利用者にとって重要な情報。



# 当局が指摘した主な事例

○ ホーム上に車いす使用者用乗降口の停止位置が表示されていないもの

- 低床電車（2タイプ）の車いす乗降口の停止位置は一定。
- ホーム上にこの停止位置を表示することにより、①車いす利用者はどの位置で待機すればよいか事前に把握が可能、②電車到着時にスムーズに乗車（運転士が介助）でき、運行ダイヤへの影響も少ない。



表示されている例



鹿児島中央駅前（上りホーム）

表示されていない例



市役所前（上りホーム）

- 車いす対応の23停留場のうち、この停止位置が表示されていないものが21停留場（91.3%）。
- 障害者団体の意見：「停止位置以外の場所で待機していた場合、他の降車客が多いときなどはホーム上の移動が大変なので、是非このマークを表示してほしい。」